

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・ 小・中・高校生 15 名からなる「子ども未来委員会」の企画・運営や様々な子どもたちの活動発表など、子どもが主役の権利条例施行 10 周年の記念イベントを開催
- ・ 「子ども未来委員会」の子どもたちが考えた「子どもにやさしいまち」を 10 周年記念イベントで発表するとともに、第 4 次さっぽろ子ども未来プランに反映
- ・ 「子ども議会」に子ども議員 19 名・サポーター 9 名が参加。札幌のまちづくりに関するアンケートや勉強会の成果を 10 周年記念イベントで発表し、後日市長に報告
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計 267 名、751 件の回答

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布（小学 4 年・中学 1 年生全員）
- ・ 子どもたちから作品を募集した「子ども権利ポスター展」等を開催

子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

「子どもに関する実態・意識調査」結果から、推進計画の成果指標の状況を把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用している。

成果指標	対象	実態・意識調査			目標値 (令和元年度)
		平成 21 年度	25 年度	30 年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	67.4%	75%
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	70.8%	65%
	大人	55.4%	54.9%	72.6%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合*	子ども	48.3%	57.0%	63.8%	65%
	大人	48.4%	49.1%	49.2%	65%

※ 30 年度は子どもの権利が「大切にされていると思うか」と質問。

【まとめ】

権利条例施行 10 周年の記念イベントを開催し、札幌で活躍する子どもたちの活動発表や子どもアシストセンターの紹介を通して、広く子どもの権利の大切さを考える機会としたほか、今後 5 年間の取組をまとめた第 3 次推進計画を策定した。

また、学校・教育委員会と連携した子どもへの広報・啓発活動や、他自治体との「3まち子ども交流」の実施、子どもの参加事例の発信などにより、子どもの参加や理解促進の取組を進めた。

推進計画の成果指標に関して、平成 30 年度「子どもに関する実態・意識調査」結果では全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」が特に大人で低いほか、令和元年 6 月の 2 歳女児の死亡事案等を受け、児童虐待など子どもの権利侵害への対応は喫緊の課題となっている。

今後、第 3 次推進計画に基づき、乳幼児の保護者を始めとする普及・啓発や子どもの参加の取組を進めるとともに、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層の子どもの権利保障の推進に取り組んでいく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談件数

年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
実件数	1,000 (4.4%減)	833 (16.7%減)	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)
延べ件数	4,074 (9.7%増)	3,515 (13.7%減)	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)

() は前年度比

- 令和元年度の相談件数は、実件数 1,003 件、延べ件数 3,062 件
- 夏季と冬季にLINE相談の試行実施を行ったことから、前年度に比べ、実件数では 20.4%増、延べ件数では 15.4%増となっている。

○ 「調整活動」の件数（調整先別）

調整先	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
学校	22	20	13	13	9
その他 (うち虐待通告)	8 (3)	3 (3)	5 (0)	7 (1)	5 (1)
合計	30	23	18	19*	13*

※ 調整先が複数となるケースがあるため、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- 調整活動は 13 件につき実施
そのうち、学校を調整先とする案件は 9 件となっている。
- 令和元年度における学校以外の調整先
保育所（1 件）、若者支援総合センター（1 件）、児童相談所（1 件）、市教育委員会（1 件）、区役所（1 件）

○ 救済の申立て

- 令和元年度の申立て受理件数は 2 件。1 件は、中学校に関するものについて調査及び調整を実施し、もう 1 件は調査前に申立人より取り下げられた。

○ 新たな広報活動等

- 権利条例 10 周年記念イベントのステージや広報さっぽろの子ども向けページで活動内容や相談事例を紹介
- 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」により、相談窓口として広く紹介するとともに、より身近に感じてもらう工夫などを子どもたちから募集

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

○教職員向け研修

校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」・中堅教諭等資質向上研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、不登校の対応に関する講演、ピア・サポート*に関連した演習などを行った。

※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「札幌市における子どもの権利に関する取組について」	園長・校長 60名
中堅教諭等資質向上研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	対象教員 235名
初任段階における研修「1年次研修」	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	対象教員 297名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 24名
	講義「不登校への対応」	教員 23名
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 67名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 202名
	講義「不登校への対応」	教員 132名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」	教員 175名
	講演「不登校の子どもの理解と関わり」	教員 215名
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 54名
幼小中学校合同 教育課程研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した	園長、校長、教員 743名

II 取組の状況

(第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況)

基本目標1 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 広報の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	一般パンフレット (一般・高校生)	高等学校など
	大人用チラシ	小学1年生全員の保護者
	大人用リーフレット	子育てサロン、両親教室等の参加者 ※ 手に取りやすい3つ折・デザイン
	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館、幼児教育センターなど
子ども アシスト センター	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会

② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談など (年1回発行)

③ その他

広報さっぽろで子どもの権利について紹介したほか、民間の子ども・保護者向けイベントで子どもの権利のパネル展やブースでの啓発活動を実施した。

また、子どもアシストセンターについてサッポロスマイル市政PRコーナー、区役所戸籍住民課モニターにてCM放映を行った。



(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

令和元年度は、権利条例が施行10周年を迎えたことから、記念イベントの実施を含め、各種事業において積極的な普及啓発に取り組んだ。

① 子どもの権利条例10周年記念イベント

令和元年11月17日(日)に、サッポロファクトリーアトリウムで10周年記念イベントを開催し、子どもの権利の大切さについて広く知ってもらい、考えてもらう機会とした。

イベント当日は、学校、児童会館、子ども会など、札幌で活躍する子どもたちの活動発表のほか、子どもアシストセンターの講話、子どもたちが出演する巨大人形劇の上演などを行い、色々な「札幌の子どもたちのいま」を紹介した。

また、イベントの準備段階から、小・中・高校生15名からなる「子ども未来委員会」の子どもたちが企画・運営に参加し、当日の司会進行や会場運営も担当するなど、子どもの主体的な参加や意見表明を体現するイベントとした。



② 子どもの権利ポスター展

子どもから募集した子どもの権利に関するポスター作品のうち、選考した奨励賞以上の作品を、子どもの権利の日を含む令和元年11月19日(火)～25日(月)までの1週間、アリオ札幌1階スペースに展示した。

子どもの権利の絵本や子どもの権利の考え方を4コマまんがで紹介した「Kenri Book」のパネル展示も行い、多くの市民に来場いただいた。



▲最優秀作品「好きになる自由」

③ 札幌市青少年育成大会

令和元年11月9日(土)かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。また、同会場にて、子どもの権利に関する啓発物品やパンフレットを配布するほか、子どもの権利に関するポスター作品のうち優秀賞以上の作品を掲示するなど、積極的な普及啓発を進めた。

(3) 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。また、学校や児童会館等の子どもを対象に、子ども向けの出前授業や出前講座も実施した。



子ども向けの出前授業等では、子ども同士の相互理解や支え合いにつながるグループワークや、人形劇を交えた講座を取り入れるなど、子どもたちの実践的な理解を促す内容となるよう工夫した。

【実績】

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実施数	117	102	105	102	99	63*

※出前講座等対象の内訳：学校関係者(6)、PTA・保護者(6)、地域団体等(8)、児童会館等(30)、その他(13)

(4) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施(教育センター等における研修)

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び中堅教諭・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全幼稚園・小中学校参加の「幼小中学校合同教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	令和元年6月14日(金)…新任管理職(園長・校長60名参加)
内 容	講義「札幌市における子どもの権利に関する取組について」 講師：子)子どもの権利推進課長、子どもの権利救済委員 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【中堅教諭等資質向上研修】

実施日時/対象	令和元年8月5日(月)…中堅教諭等資質向上研修受講者(小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭235名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」 講師：教)教育課程担当課指導主事、子)子どもの権利推進担当係長 子)子どものくらし支援担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく中堅教諭に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任段階における研修「1年次研修」】

実施日時/対象	令和2年1月9日（木）…初任段階における研修「1年次研修」受講者（小・中・高等学校教諭 297名参加）
内 容	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」 講師：教）教育課程担当課指導主事、子）子どもの権利推進担当係長 子）子どものくらし支援担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	令和元年6月18日（火）…教員24名参加（教職経験20年目程度の教諭）
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師：教）児童生徒担当課指導主事
	いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等のない信頼される学校づくりについての講義を実施した。
実施日時/対象	令和元年7月3日（水）…教員23名参加
内 容	講義「不登校への対応」 講師：教）教育相談担当課指導主事
	教育支援センターやフリースクール、若者支援総合センター等、不登校児童生徒を支援するための関係機関の具体的な支援内容について講義を実施した。
実施日時/対象	令和元年7月29日（月）…教員67名参加
内 容	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」 講師：守村 洋（札幌市立大学准教授）
	自殺が起きないように子どもを支え見守るために大切にしたいことや、集団への予防的な働きかけについて講義を実施した。
実施日時/対象	令和元年8月1日（木）…教員202名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二（広島大学大学院教授）
	子どもの関わる力を高めるピア・サポートプログラムの具体的な実践について、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和元年8月8日（木）…教員132名参加
内 容	講義「不登校への対応」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授）
	不登校児童生徒数の推移や不登校の要因と背景、保護者や関係機関との連携・協働についての講義を実施した。
実施日時/対象	令和元年8月8日（木）…教員175名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授）
	子どもの成長・発達を支える関係づくりのために、子どもからのメッセージを読み解き、課題を把握し、指導の方向と手立てを考える講義と演習を実施した。

実施日時/対象	令和元年8月9日(金) …教員215名参加
内 容	講演「不登校の子どもの理解と関わり」 講師：滝川 秀子 (札幌市スクールカウンセラー)
	不登校の子どもの理解と関わりについて、周りの大人がすべきことについて、講演を実施した。
実施日時/対象	令和元年10月15日(火) …教員54名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師：田中 燈一 (田中法律事務所弁護士)
	いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。

【札幌市幼小中学校合同教育課程研究協議会】

実施日時/対象	令和元年12月12日(木)、18日(水) …市内幼稚園園長、小・中学校校長、教員743名参加
内 容	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関わる学習の研究」を実施した。

令和元年度は、小学校、中学校各1校の研究推進校において、自分や他者の大切さに気付き、人権を尊重しようとする態度を養う取組や子どもの権利の理解を深める学習に関する研究などを行い、研究内容についての公開授業を実施した。

また、人権教育推進事業の取組の一環として「札幌市人権教育フォーラム」を開催し、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマに講演を行った。

ア 子どもの権利の理解を深める学習に関する研究（小学校）

実施校	市立中央小学校	
テーマ	人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さに気付き、人権を尊重しようとする態度を養う。	
実践1	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研究「内容項目 主として人との関わりに関すること」 ○ねらい <ul style="list-style-type: none"> ・「主として人との関わりに関すること」について、発達の段階に応じた手立てを研究する。 ・内容項目の系統性を明らかにし、全校で共有する。 ○学習内容 <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年 部内研「はしのうえのおおかみ」 【親切・思いやり】 ・第2学年 部内研「よかったよ」 【友情・信頼】 ・第3学年 部内研「日曜日の公園で」 【相互理解・寛容】 ・第4学年 部内研「つまらなかった」 【相互理解・寛容】 ・第5学年 部内研「すれちがい」【相互理解・寛容】 ・第6学年 全校研「ロレンゾの友達」【友情・信頼】 	<p>【講じた手立ての例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割演技 動作化 ネームプレートの活用 内容の構造化 事前アンケートの活用

実践2	<p>○公開授業 令和2年2月7日(金) 5校時 4年 道徳『わたしの大切なもの』子どもの権利に関する公開授業</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の子どもたちの「大切なもの」を紹介した写真や文を通して、国際理解や国際親善について考え、世界の人々が大切なものをいつまでも享受していけるよう、お互いに理解し合おうとする姿勢と態度を育てる。 自分の「大切なもの」を振り返り、世界の子どもたちの「大切なもの」と比較した。それぞれの国や地域の子どもが書いた絵から生活や文化、習慣の違いに目を向け、どんなことを考えてその絵を描いたのかを想像することによって相手意識を生んだ。中盤で教科書には掲載されていないガーナのバケツの絵を提示し、何も情報が無い中での想像は、正しい相手の認識にならないことに気付かせ、「ガーナはどんな国なのか」「もっと知りたい」「他の国はどうか」という問いを生み、世界の国々を知ろうとするきっかけとした。終末では、資料や自分の考えとの比較から、お互いの違いを知ること、知ろうとすることが大切であることを明らかにしていった。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 校内研究の柱を「人との関わりに関すること」としたことで、発達の段階で身に付けるべき道徳的価値と次の学年へと目指すべき姿が明らかになった。 児童が自己と向き合うための表現活動の工夫を行うことによって、児童が自分の考えを表すことができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学年毎に年間指導計画の見直しを行ってきたが、次は6年間を貫いたカリキュラムを全職員で共有できる機会を増やしていきたい。 道徳の授業における振り返りの場の吟味や児童が自分の考えの変容や深まりに気付くことができるような発問や書かせ方についての研究を進めていきたい。



イ 子どもの権利の理解を深める学習に関する研究（中学校）

実施校	市立藻岩中学校
テーマ	自他の権利を尊重し、自分自身を大切にすることを養うと同時に、社会全体にも目を向け、当事者意識をもつことで、広く人権尊重の社会づくりに参画する意欲を育てる。
実践1	<p>○ねらい 「権利」を順位付けする活動を通して、自分たちが生きる上で欠かせない権利の大切さと、お互いの権利を尊重することの重要性を考える。また一人一人の考え方や大切にしたいことには違いがあり、多様な考えを認め合うことの大切さを知る。</p> <p>○学習内容 自分にとって大切だと思う権利を考え、班ごとにまとめ発表・交流し、学級で1位～3位の3つの権利を選び、その理由とともに、生徒会に提出する。そして、生徒会が集約して、藻岩中学校として、大切にしたい3つの権利をまとめ、生徒会だよりで報告する。また、子どもの権利条例10周年記念イベントで子どもの権利発表として市民に報告した。</p>



	<p>【藻岩中学校として大切にしたい権利ベスト3】</p> <p>第1位 どこかに閉じ込められたり、傷つけられたりしない</p> <p>第2位 インターネットなどで個人情報を勝手に公開されない</p> <p>第3位 きれいな環境で生活できる</p>
実践2	<p>○公開授業 令和元年9月13日（金）5校時 公民的分野「人権と共生社会」での授業について（第3学年）</p> <p>○ねらい 札幌市子どもの権利条例を通して、子どもの権利を守るために大事にしなければならないことを考えることで、相手にも権利があり、お互いに権利を尊重し合うことが大切であることを理解する。</p> <p>○学習内容 子どもの権利パンフレットを活用し、自分自身が大切にしたい子どもの権利を選び、その理由を考えさせる。その後、パンフレットに記載されている事例から子どもの権利が認められない理由をまとめ、自分たちがもっている権利を守るために大事にしなければならないことは何か交流・発表する。</p> <div data-bbox="1244 291 1460 593"> </div> <div data-bbox="1093 604 1460 851"> </div> <div data-bbox="486 873 1460 1243"> <p>① 自分もっている権利と同じように他人の権利も大切にすること。</p> <p>② 自分もっている権利を乱用せず、相手に権利があることを知り、子ども一人一人が相手の権利を守る。</p> <p>③ 全員が同じ権利を持っているので、相手を尊重して平等に接することが大事!</p> <p>④ 持っている権利のことをよく知り、相手も同じ権利を持っていることを忘れない。</p> <p>⑤ 自分もっている権利は相手も同じくもっていることを忘れてはならない。自分だけよく相手のことを考えよう。</p> <p>⑥ 自分の行動は、自分の権利だけでなく、周りの人の権利も尊重できているかどうかを考えること。</p> <p>⑦ コミュニケーションをとって、みんながいやな気持ちにならないような人間関係を築いていくこと。</p> <p>⑧ 自分が持っている権利を自分だけのものと考え、他の人の権利も尊重すること。</p> </div>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の権利を尊重し、自分自身を大切にできる態度を養うことができた。 ・学校全体の生活をよりよくするために、生徒自身が自分の役割や責任を自覚し、主体的に取り組むことで、生徒会活動が活発化された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科・領域と関連させ、一貫した取組を行うことで身に付けた資質・能力を生かすことできると考える。

ウ 「札幌市人権教育フォーラム」の開催

日時/参加者	令和2年1月31日（金）14:00～16:45 札幌市教育センター（幼稚園、小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校の教職員43名）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進事業の研究推進校による研究の成果を普及・啓発するとともに、有識者による講演を通して、子どもにとってより実感を伴う学習活動の在り方や実施上の課題等について協議し、学校における人権教育の充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマに、北海道 LGBT ネットワーク代表桑木昭嗣氏と北海道大学アイヌ先住民・研究センター准教授北原次郎太氏を講師として招いた講演を行い、今日的な人権課題に関する理解を深めた。

基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会

未来を担う子どもたちに、札幌のまちづくりについて考え発表してもらうことで、市政に対する子どもたちの理解や関心を促進する取組。

市民等へのアンケート調査や勉強会などを通して考えたことを、権利条例10周年記念イベントで発表するとともに、市長報告会を行った。

【実績】

- 子ども議員：19名
高校生・大学生サポーター：9名
委員会開催回数：5回
- 発表項目
 - ・ 札幌市民以外からみた札幌市
 - ・ エスカレーター利用のルール・マナー



② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。

テーマ	主な意見	件数
①子どもアシストセンターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・相談することに抵抗がある人もいるので、チラシなどに、相談のイメージ図や相談員のコメントをのせる。 ・相談員が定期的に学校などに行って、子どもアシストセンターについて教えてあげると身近になると思う。 	751件 (267名)
②冬季オリンピック・パラリンピック招致	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピックに関わるすべての人が楽しめる大会にできたらいい。 ・外国語の看板を増やしたり、外国語を話せるスタッフが増えれば、外国からの観光客がもっと楽しめると思う。 	

③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みが拡大するよう、取組を推進した。

【主な取組】

項目	内容
みんなで考える未来のさっぽろ 若者ワークショップ 【まちづくり政策局】	「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」「第2期さっぽろ未来創生プラン」の策定にあたり、将来を担う若者に今後のまちづくりについて考えてもらうことを目的として、高校生・大学生・若手社会人を対象としたワークショップを開催。当日は、札幌市の現状やまちづくりの課題などの説明を行った後、参加者が複数のグループに分かれて意見交換を行い、検討結果を発表した。

<p>冬季オリンピック・パラリンピック 子どもワークショップ 【スポーツ局】</p>	<p>小学5・6年生を対象にワークショップを開催。まず、子どもたちに冬季オリンピック・パラリンピックへの関心を高めてもらうため、札幌オリンピックミュージアムの見学などを実施。その後グループで、2030年の自分を想像し「どんな立場で参加したいか」「札幌がどんなまちになっていると良いか」といった視点で意見交換。最後に「札幌で開催されるとしたら、どんな大会にしたいか」をグループごとに発表した。</p>
<p>札幌市みんなで考える気候変動対策会議 【環境局】</p>	<p>企業と学生などの若い世代が、気候変動対策のための効果的な普及啓発方法や連携施策のアイデアについて意見交換を行う会議を開催。市内で環境活動に取り組む高校生が参加し、札幌市がより環境に配慮したまちになるためにはどのようなことができるかについて、学生と企業がともに話し合う場とした。</p>
<p>(仮称)南2条西14丁目公園の実施設設計に伴う児童とのワークショップ 【建設局】</p>	<p>新設する公園の実施設設計において、主な利用者である子どもの意見を反映させるため、隣接する小学校の児童とのワークショップを実施。1回目は「新しい公園はどのような公園であるといいか」についてブレインストーミングによるアイデア出しを行い、2回目は図面を使って児童エリア内の施設配置の検討を行った。</p>

④ 3まち子ども交流事業

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している奈井江町・北広島市と、札幌市の子どもたちの交流事業「3まち子ども交流」を実施した。

札幌市内の子ども・子育て関連の施設を見学した上で、それぞれのまちの特徴にも触れながら、「子どもにやさしいまち」をテーマに意見交換を行い、グループごとに話し合った内容を発表した。

札幌市からは、小・中・高校生15名からなる「子ども未来委員会」の子どもたちが参加し、後日あらためて札幌の子ども・子育てについて話し合い、子どもが考える「子どもにやさしいまち」としてまとめるなど、それぞれのまちで子どものまちづくりへの参加・意見表明を進める機会とした。

※ 奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定しており、奈井江町子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

北広島市は、平成24年に権利条例を制定。



⑤ 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

(2) 多様な体験活動に対する支援

① プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

【実績】

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、25名参加 出前講座等：18回、1,156名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 77回 ・参加者数 4,277名

② 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o m i d r i (こみどり)」の運営を支援している。

C o m i d r iでは、開館日には、毎日プレーパークを実施するほか、子ども会議や地域住民が講師となる各種講座等のイベントを開催している。

【実績】

○ 子どもの体験活動事業

- ・ 開館日数 164日
- ・ 利用人数 12,459人（子ども8,904人、大人3,555人）
- ・ 行事回数 84回

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信 事例数】

年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
ホームページ	304	285	303	333	286
パンフレット等	335	305	305	323	310
その他	110	103	128	142	101
合計	749	693	736	798	697

【子どもの参加 事例数】

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
市政への参加※ ¹	67	61	62	60	49
行事等への参加※ ²	593	592	635	614	564
合計	660	653	697	674	613

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
企画運営※ ¹	22	26	24	28	26
行事への参加等※ ²	198	220	255	265	274
大人の取組※ ³	70	93	95	101	107
合計	290	339	374	394	407

※1 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※2 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※3 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 保護者への啓発や、相談・支援体制の充実

① 保護者への啓発

保健センターで行われる両親教室、母親教室、乳幼児健診に際し、子どもの権利に関するリーフレットを配布するほか、母子健康手帳や子育てガイドなど、保護者が手に取る冊子に子どもの権利の理念を踏まえたメッセージを掲載するなど、若い親世代への普及啓発を実施した。

② スマートフォン等の安全利用に関する啓発

近年、スマートフォン等の利用が子どもにも普及している実態や、子どもアシストセンターでもスマートフォンの使い方に関する相談が増えていることを受けて、「子どもの権利ニュース」や「あしすと通信」などの広報紙に、スマートフォン等の安全利用に関する注意喚起や、スマートフォンの使い方を考える際のポイントなどの記事を掲載し、子どもや保護者への普及啓発を進めた。

③ 子どもの貧困対策の取組

子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定し、相談支援体制の充実・強化、子育てや学びへの支援、保護者の就労支援など様々な取組を進めている。この計画においては、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを特に推進するべき取組としている。

その取組の一つとして、平成30年8月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回し、関係機関と連携しながら、困難を抱える世帯を必要な支援につなぐ「子どものくらし支援コーディネート事業」を開始し、以降、段階的に巡回対象地区を拡大して実施している。

【実施状況】

年度	平成30年度		令和元年度	
時期	平成30年8月 ～10月	平成30年11月 ～31年3月	平成31年4月 ～令和元年7月	令和元年8月 ～2年3月
コーディネーター配置人数	1名	3名	3名	5名
巡回対象地区	2区10地区	6区30地区	6区30地区	10区50地区
相談受理件数	374件		460件	

(2) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は 108 館整備している（令和元年度末時点）。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和元年度は、「東白石児童会館」（東白石小学校）、「羊丘児童会館」（羊丘小学校）、「発寒児童会館」（発寒西小学校）を整備した。また、老朽化した「ひのまる児童会館」の建替えを行った（現地建替え）。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は 92 館整備している（令和元年度末時点）。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

② 若者への支援（若者支援施設）

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内 5 か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成 30 年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

③ 学びの環境づくり

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	10 団体
補助額合計	17,312 千円（元年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

④ 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進

令和元年9月8日（日）に、子どもにとって身近で安心できる居場所づくりのあり方などについて考えるシンポジウム「子どもの居場所づくりを考える」を北海道、北海道大学教育学研究院と共同で開催した。

平成30年8月から開始した「子どもの暮らし支援コーディネート事業」においては、「子どもコーディネーター」が地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所への訪問も実施した（訪問団体数：24件）。

また、関係団体のネットワーク組織と情報交換を行い、関係団体との連携体制の構築に向けた働きかけを行った。

さらに、子ども食堂など子どもの居場所づくりを行う活動団体向けの補助制度について、令和2年度からの実施に向けて制度内容を検討した。

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。

各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）】

年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度
いじめられたことがある	12.3% (17,078人)	12.5% (17,286人)	13.1% (18,026人)	12.9% (17,696人)
ない	86.9% (120,225人)	86.9% (119,928人)	86.0% (118,047人)	86.5% (118,249人)

※「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 不登校に対する取組

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校及び中等教育学校に「相談支援パートナー」を配置し、主に別室等での学習や体験活動等、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、令和元年8月から小学校のモデル校20校に相談支援パートナーを配置し、登校渋りなど不登校の初期段階にある児童生徒の付き添いや玄関でのお迎えなど、安心して学校で過ごす時間やこれまで以上に学習に取り組めるよう、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援を行った。

【相談支援パートナー事業 実績】

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
配置校で支援を行った児童生徒数	528	804	804	1019

※相談支援（リーダー、パートナー）活用報告書より

市内 6 か所の教育支援センター・相談指導教室では、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。

【教育支援センター・相談指導教室 実績】

年度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
登録児童生徒数	216	282	286	235

※ 6 施設合計

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・ 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・ 相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・ 通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・ Eメールによる相談を導入している。

② 相談活動の実績

令和元年度の相談件数は、実件数1,003件、延べ件数3,062件であり、前年度比では、実件数で20.4%増、延べ件数で15.4%増であった。

なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

【相談件数【P.2再掲】】

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実件数	1,000 (4.4%減)	833 (16.7%減)	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)
延べ件数	4,074 (9.7%増)	3,515 (13.7%減)	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)

()は前年度比

【相談状況の内訳】

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の90%を占めている。

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生(252件、44%)、次いで高校生(127件、22%)、小学生(107件、19%)となっている。また、相談(保護者等からのものも含む)の対象となった子どものうち、最も多いのは中学生で実件数の36%を占めている。

相談方法別では、保護者等からは電話による相談が多い一方で、子ども本人についてはEメールによる相談が高い割合を占めている。

令和元年度においては、平成30年度に引き続き、子どもにとってより相談しやすい体制を構築するため、無料通信アプリ「LINE」による相談を、夏期(7月22日～8月30日)と冬期(12月10日～1月24日)の2回、市内の中高生に周知の上、試行実施した。

【相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数】

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	571	75	720	18	67	49	1,500
	18.2%	2.4%	23.0%	0.6%	2.1%	1.6%	47.9%
面談	111	52	84	4	12	5	268
	3.5%	1.7%	2.7%	0.1%	0.4%	0.2%	8.6%
Eメール	759	26	68	3	0	11	867
	24.2%	0.8%	2.2%	0.1%	0.0%	0.4%	27.7%
LINE	497	0	0	0	0	1	498
	15.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.9%
その他	1	0	0	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	1,939	153	872	25	79	66	3,134
	61.9%	4.9%	27.8%	0.8%	2.5%	2.1%	100.0%

※ 相談者が複数となる相談があるため、延べ相談者数は延べ相談件数に一致しない。

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和元年度の調整活動は、13件の案件について実施した（30年度は19件）。

このうち学校を調整先とする案件は10件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。なお、児童相談所を調整先とした案件は、1件となっており、虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき児童相談所通報したものである。

【相談項目・調整先別「調整活動」件数】

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	児童 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	1	3 ^{*1}	4
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	7	2	0	1	0	0	10
合 計	9			5			13 ^{*2}

※1 保育所（1）、若者支援総合センター（1）、区役所（1）

※2 複数に調整したケースがあり、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

④ 救済申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諫めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和元年度は、以下のとおり2件の申立てを受理した。

	権利侵害の申立て内容	調査先	調査結果等
案件1	学校の対応に関する事	中学校	調査調整後、状況が改善傾向にあると判断し終結
案件2	いじめに関する事	—	申立てが取り下げられたため調査せず

⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民20機関が参加)」を開催している。

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には28年度から主査(相談・支援)に替えて家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員がそれぞれ1名ずつ配置されており、令和2年4月からは、大規模区等に事務職員を1名増員する等、体制が強化されている。

【児童虐待取扱件数(児童数)】(令和元年度は速報値)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
児童相談所	1,480 (27.6%増)	1,798 (21.5%増)	1,913 (6.3%増)	1,885 (1.5%減)	2,401 (27.4%増)
区役所	160 (31.0%減)	232 (45.0%増)	179 (22.8%減)	231 (29.1%増)	275 (19.0%増)

()は前年度比

【令和元年度(速報値)の虐待内容の内訳】

身体的虐待:21.2%、性的虐待:0.7%、ネグレクト:22.4%、特に、心理的虐待の割合が全体の55.8%と多くを占めている。(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数(児童数)】(令和元年度は速報値)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
児童相談所	1,991 (10.1%増)	2,216 (11.3%増)	2,127 (4.0%減)	2,170 (2.0%増)	2,510 (15.7%増)
区役所	117 (30.7%減)	254 (117.1%増)	305 (20.1%増)	246 (19.7%減)	312 (26.8%増)

()は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

増加する児童虐待等への対応や地域との連携強化に向けて策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン（重点取組期間：平成29年度から平成31年度までの3年間）」に掲げた事業に取り組みとともに、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」策定に向け、検討を開始したところ。

また、令和元年10月に児童虐待に関する初期調査業務を担う「緊急対応担当部長」と「緊急対応担当課長」を新設し、児童相談所における緊急対応部門の体制を強化した。

③ 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を行っている。

また、「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、「オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

【令和元年度 オレンジリボン講演会】

日 時	令和元年11月21日（木）18:30～20:30 札幌市教育文化会館
内 容	「子どもたちが笑顔で毎日を過ごすために～成長を引き出す関わり方～」をテーマに、社会福祉法人羊ヶ丘養護園施設長の大畑 和子氏に講演いただいた。 また、改正児童虐待防止法について、弁護士の横山 尚幸氏に解説していただいた。

(3) 重大な権利侵害への対応

子どもの虐待死や子どもの自死等、深刻な権利の侵害の防止に向け、「子どもの命を守る連携協力会議」等の開催をはじめ、警察や医療機関、学校等関係機関との情報共有や具体的な対応を進めるなど連携体制をとっているところであり、引き続き未然防止に向けた取組を進める。

また、いじめ重大事態など権利侵害が発生した場合には、心理、医学等の専門知識を有する第三者による調査を実施し、事件の背景などについて分析、検証を行い、再発防止に向けた取組を徹底する。

令和元年6月に発生した2歳女児の死亡事案については、「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」において検証を行い、令和2年3月に検証報告書がまとめられた。また、令和元年10月、児童相談所において緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置するとともに、令和2年4月には職員の人員増を図り、緊急対応の強化を図っている。

そのほか、当該検証を踏まえた取組については、令和2年度に策定する予定の第3次札幌市児童相談体制強化プラン等に反映する。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和元年度は、第5期の委員会(平成30年9月～令和2年9月)において次期計画策定に向けた検討等を行った。

【実績】

- ・委員数：14名（公募委員6名、うち3名が高校生）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：3回（令和元年度）

2 第2次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

【計画期間】

平成27年度～令和元年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現

【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	実態・意識調査※ ¹			目標値 (令和元年度)
		平成21年度	25年度	30年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	67.4%	75%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	70.8%	65%
	大人	55.4%	54.9%	72.6%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合※ ²	子ども	48.3%	57.0%	63.8%	65%
	大人	48.4%	49.1%	49.2%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(目標値は30年度)※ ³	小学校	—	92.6%	93.5%	95%
	中学校	—	83.2%	88.1%	88%
	高校	—	82.1%	87.9%	86%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 30年度からは子どもの権利が「大切にされていると思うか」と質問。

※3 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。

3 第3次子どもの権利に関する推進計画の策定

第2次計画が令和元年度に終了したことから、第3次計画を令和2年3月に策定した（子ども・子育て施策の総合計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標1に位置づけ）。

【策定経過】

- 子どもの権利委員会による審議
- 子どもに関する実態・意識調査の実施（平成30年度）
- 子どもの意見反映（「子ども未来委員会」の活動）
 - ・参加者：市内の小・中・高校生 15名
 - ・「3まち子ども交流」から「権利条例10周年記念イベント」まで全7回活動
 - ・「子どもにやさしいまち」をテーマに話し合った結果を計画に掲載
- 市民意見の募集
 - ・募集期間：令和2年1月27日（月）から2月25日（火）まで
 - ・意見数：子ども222人（297件）、大人76人（184件）※子ども未来プラン全体

【計画期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

▼子ども未来委員会の話し合いの様子



【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	現状値※1 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.4%	80%
子どもの権利についての認知度	子ども	61.4%	75%
	大人	61.0%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	70%
	大人	49.2%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は令和5年度）※2	小学校	93.5%	96%
	中学校	88.1%	90%
	高校	87.9%	90%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。